



各位

平成 25 年 8 月 6 日

会社名 サイバーステップ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 類
(コード番号 3810 東証マザーズ市場)

問合せ先 取締役経営管理室長 今井 正昭
(TEL 03-5355-2085)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、平成 25 年 8 月 29 日開催予定の第 13 回定時株主総会に下記 4 (2) のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため 1 株を 100 株に分割するとともに、当社株式の売買単位を 100 株とするため、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成 25 年 11 月 30 日(土曜日)(当日は土曜日につき、実質的には平成 25 年 11 月 29 日(金曜日))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 11 月 30 日(土曜日)最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

・ 株式分割実施前の発行済株式の総数	21,755 株
・ 株式分割により増加する株式数	2,153,745 株
・ 株式分割実施後の発行済株式の総数	2,175,500 株
・ 株式分割実施後の発行可能株式の総数	8,400,000 株

(注) 上記は平成 25 年 5 月末時点の発行済株式の総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により、株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ・ 基準日公告日 平成 25 年 11 月 15 日(金曜日)
 - ・ 基準日 平成 25 年 11 月 30 日(土曜日) (※)
 - ・ 効力発生日 平成 25 年 12 月 1 日(日曜日)
- (※)実質的には平成 25 年 11 月 29 日(金曜日)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、基本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 25 年 12 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 19 年8月 24 日株主総会決議に基づく新株予約権	118, 609 円	1, 186 円
平成 22 年8月 30 日株主総会決議に基づく新株予約権	33, 736 円	337 円
平成 24 年9月7日取締役会決議に基づく新株予約権	26, 910 円	269 円
平成 25 年3月8日取締役会決議に基づく新株予約権	35, 012 円	350 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記、「2. 株式分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 12 月 1 日(日曜日)

※参考 平成 25 年 11 月 27 日(水曜日)をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 平成 25 年 8 月 6 日開催の取締役会決議による変更内容(下線__で示しております。)

①変更の理由

上記の「2. 株式分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 12 月 1 日(日曜日)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

②変更の内容

- a. 発行可能株式の総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- b. 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- c. 第6条の変更、第7条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

現行定款	平成25年8月6日開催の取締役会決議による変更
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は84,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,400,000株</u> とする。
(新設)	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
第7条～第30条（条文省略）	第9条～第32条（現行通り）
(新設)	【附則】 第6条の変更、第7条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、 <u>平成25年12月1日</u> とする。 2 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。

(2) 平成25年8月29日開催予定の第13回定時株主総会に付議する変更内容

（下線で示しております。）

①変更の理由

上記、「2. 株式分割」及び「3. 単元株制度の採用」にともない、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内容に関する規定を新設するため、定款の一部変更に関する議案を平成25年8月29日開催予定の第13回定時株主総会に付議いたします。

②変更の内容

- a. 当社の株主が有する単元未満株主の権利について定めるため、第8条（単元未満株主の権利制限）を新設いたします。
- b. 第8条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を変更いたします。

平成 25 年 8 月 6 日開催の 取締役会決議による変更後の定款	第 13 回定時株主総会に付議する定款変更(案)
(新設)	<u>(単元未満株主の権利制限)</u> <u>第 8 条 当会社の単元未満株主は、</u> <u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することが</u> <u>できない。</u> <u>1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>2 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の</u> <u>割当または募集新株予約権の割当を受ける権利</u>
第 9 条～第 32 条 (条文省略)	第 9 条～第 32 条 (現行通り)
【附則】 第 6 条の変更、第 7 条の新設及びそれに伴う 条数の繰り下げの効力発生日は、 平成 25 年 12 月 1 日とする。 2 本附則は、前項の効力発生日をもって 削除する。	【附則】 第 6 条の変更、第 7 条乃至第 8 条の 新設及びそれに伴う条数の繰り下げの 効力発生日は、平成 25 年 12 月 1 日とする。 2 本附則は、前項の効力発生日をもって 削除する。

以上